

議案説明書

健康医療部 介護保険課

提出議会：令和3年第2回定例会

1 案件名

議案第16号 佐野市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の改正について

2 概要

- ①ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、事業者に、作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護等の各サービスの割合について利用者に説明を行う。
- ②作成したケアプランに位置付けた訪問介護、通所介護等の各サービスごとの提供回数のうち、同一事業者によって提供されたものの割合について利用者に説明を行う。
- ③令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予する。

3 理由、趣旨、目的等

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の規定を整備する。

4 その他の事項

施行日 令和3年4月1日（第16条第20号の次に1号を加える改正規定は、令和3年10月1日）